

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
42	鳥取市 低所得世帯に対する給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は、低所得世帯に対する給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鳥取市長

## 公表日

令和5年11月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得世帯に対する給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】 鳥取市では、長引く物価高騰の影響が特に大きい低所得世帯の生活を支援するため、給付金の支給を実施している。 当該事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下、「公金受取口座登録法」という。)第10条の特定公的給付に指定されており、適切かつ速やかに給付金(①・②)の支給を行うために、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①物価高騰支援給付金 支給対象世帯: 令和4年度または令和5年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯と、家計急変世帯(住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯)</p> <p>②物価高対策くらし応援給付金 支給対象世帯: 令和5年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務】 1、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対する確認書の送付・受付、審査、支給に関する事務 2、家計急変世帯に対する申請受付、審査、支給に関する事務 ※②の給付金については、取扱いなし 3、支給通知書発送に関する事務 4、給付金支給に関する事務</p>
③システムの名称	宛名システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名特定個人情報ファイル、物価高騰支援給付金管理ファイル、物価高対策くらし応援給付金管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項、別表第一の101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令第5号/総務省令第5号)第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条</p> <p>【情報提供】 実施しない</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号、別表第二の121の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令第5号/総務省令第5号)第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階 (電話)0857-20-3121

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部地域福祉課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎6階 (電話)0857-30-8247

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ O ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない</b>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月24日	評価書名	鳥取市 物価高騰支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書	鳥取市 低所得世帯に対する給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	特定公的給付金事務で急を要したため
令和5年11月24日	I 関連情報/1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務/①事務名	物価高騰支援給付金の支給に関する事務	低所得世帯に対する給付金の支給に関する事務	事後	特定公的給付金事務で急を要したため
令和5年11月24日	I 関連情報/1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務/②事務の概要	<p>【事務の概要】</p> <p>鳥取市では、長引く物価高騰の影響が特に大きい低所得世帯の生活を支援するため、令和4年度または令和5年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯と、家計急変世帯(住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯)に対し、物価高騰支援給付金の支給を実施している。</p> <p>当該事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下、「公金受取口座登録法」という。)第10条の特定公的給付に指定されており、適切かつ速やかに支給を行うために、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務】</p> <p>1、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対する確認書の送付・受付、審査、支給に関する事務</p> <p>2、家計急変世帯に対する申請受付、審査、支給に関する事務</p> <p>3、支給通知書発送に関する事務</p> <p>4、給付金支給に関する事務</p>	<p>【事務の概要】</p> <p>鳥取市では、長引く物価高騰の影響が特に大きい低所得世帯の生活を支援するため、給付金の支給を実施している。</p> <p>当該事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下、「公金受取口座登録法」という。)第10条の特定公的給付に指定されており、適切かつ速やかに給付金(①・②)の支給を行うために、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①物価高騰支援給付金 支給対象世帯:令和4年度または令和5年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯と、家計急変世帯(住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯)</p> <p>②物価高対策くらし応援給付金 支給対象世帯:令和5年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務】</p> <p>1、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対する確認書の送付・受付、審査、支給に関する事務</p> <p>2、家計急変世帯に対する申請受付、審査、支給に関する事務</p> <p>※②の給付金については、取扱いなし</p> <p>3、支給通知書発送に関する事務</p> <p>4、給付金支給に関する事務</p>	事後	特定公的給付金事務で急を要したため
令和5年11月24日	I 関連情報/2.特定個人情報ファイル名	宛名特定個人情報ファイル、物価高騰支援給付金管理ファイル	宛名特定個人情報ファイル、物価高騰支援給付金管理ファイル、物価高対策くらし応援給付金管理ファイル	事後	特定公的給付金事務で急を要したため
令和5年11月24日	IIしきい値判断項目/1.対象人数/いつ時点の計測か	令和5年4月28日時点	令和5年11月1日時点	事後	特定公的給付金事務で急を要したため
令和5年11月24日	IIしきい値判断項目/2.取扱者数/いつ時点の計測か	令和5年4月28日時点	令和5年11月1日時点	事後	特定公的給付金事務で急を要したため